|  |
| --- |
| 中小企業知恵の経営  ステップアップ事業  ご案内  **～経営改善などに繋がる取組（事業）を支援します～**  **京都府と八幡市商工会では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々や商店街団体**  **を支援する「中小企業知恵の経営ステップアップ事業」を実施しております。**  **中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨に沿ってみなさんが令和３年度に**  **実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。** |

**【申請受付期間】**

**令和３年７月２０日（火）から令和３年７月３０日（金）まで**

**【申請書の提出先】**

**中小企業等、商店街団体：中小企業応援隊員を経由して八幡市商工会へ提出**

**【申請要件】**

**八幡市商工会の中小企業応援隊員の支援を受けている中小企業等及び商店街団体**

**※令和２年度に本制度を利用された小規模企業・中小企業等は原則対象外です。**

**※令和元年度以前に本制度ご利用の中小企業等からの申し込みについては、審査**

**の際に、優先順位を下位とさせていただきますので、予めご了承下さい。**

**【問合せ先】**

**●八幡市商工会（担当：福井・三田・大隅・餌取）**

**八幡市八幡三本橋５９－９　（TEL:０７５－９８１－０２３４）**

**●山城地域ビジネスサポートセンター（担当：津田）**

**京田辺市田辺中央４丁目３－３　（TEL:０７７４－６８－１１２０）**

**１　八幡市内に事業所（団体）等を有する下記の中小企業等及び商店街団体が対象**

　　ただし、過年度に中小企業ステップアップ事業を利用した中小企業等は下記の通りとなります。

　　※令和２年度実施企業等→原則対象外

　　※令和元年度以前実施企業等　→　初回申請企業等が優先されるので、審査時に下位にさせていただきます。

⑴　中小企業等

〔中小企業の範囲〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　 種 | 常時使用する従業員の数 | 資本金の額又は出資の総額 |
| 製造業・その他の業種 | ３００人以下 | ３億円以下 |
| 卸売業 | １００人以下 | １億円以下 |
| 小売業 | ５０人以下 | ５，０００万円以下 |
| サービス業 | １００人以下 | ５，０００万円以下 |

※　一部対象とならない業種もありますので、お問い合せください。

⑵　小規模企業

〔小規模企業の範囲〕

|  |  |
| --- | --- |
| 業　 種 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業・その他の業種 | ２０人以下 |
| 卸売業 | ５人以下 |
| 小売業 | ５人以下 |
| サービス業 | ５人以下 |

※　一部対象とならない業種もありますので、お問い合せください。

⑶　商店街団体

　〔商店街団体の範囲〕

商店街振興組合、商店街及び小売市場における事業協同組合、商店街振興組合に準ずる

活動を行っている任意団体、共同出資会社、特定会社、複数の団体が中心となって商店街等

の活性化を目指すために事業活動を行っている事業実行委員会

　※　詳細はお問い合せください。

**２　 令和３年８月２３日から１２月１５日までの間に実施する中小企業等の経営改善に繋がる工夫を凝らした取組（事業）又は商店街団体の集客向上に繋がる取組（事業）などが対象**

　（受付期間に係る事業実施期間の範囲）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 開始 | 終了 |
| 受付期間 | 令和３年　７月２０日（火） | 令和３年　７月３０日（金） |
| 事業実施期間 | 令和３年　８月２３日（月） | 令和３年１２月１５日（水） |
| 実績報告書提出期間 | 事業終了から１４日以内 | |

**※事業実施期間（令和３年８月２３日）前に着手される場合は、事前着手届が必要となります。**

**また、事業実施に伴う経費に係る請求及び支払いは事業実施期間内（令和３年８月２３日～**

**１２月１５日）である必要があります（交付決定日前に支払いを済ませると対象外となります）。**

**【対象外】**

・　当取組（事業）の交付決定前に終了した取組（事業）

・　同一取組（事業）について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、

　又は受けることが決まっている場合

**３　補助金については次のとおり**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **対　　象** | | **補助率** | **補助上限** |
| 1. 経営改善型 | 中  小  企業  等 | 小規模企業※ | ３分の２ | ２００，０００円 |
| 中小企業（小規模企業除く。）※ | ２分の１ | ３００，０００円 |
| 中小企業を構成員とする団体等※ | ３分の２ | ２００，０００円 |
| 商店街団体 | | ３分の２ | ２００，０００円 |
| 1. 起業支援型 | 創業予定者、中小企業等 | | ３分の２ | ２００，０００円 |

　※　別途専門家派遣も可能

**【補助対象経費の具体例】**

**中小企業応援隊の伴走支援により、経営安定と成長に向けた中小企業等が実施する**

**業務改善等やイノベーションに繋がる工夫を凝らした取組、商店街団体が実施する売上向上を目指す取組を支援するもの**

◆　経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費など

・　展示会出店費用、ブース造作料

・　のぼり旗等の作成経費

・　新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費

・　新聞、広報誌等掲載に係る経費

・　プレミアム商品券の印刷経費

・　集客増加を目指す事務所等の修繕経費・備品等の購入経費

◆　省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費

・　作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新など

◆　固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費など

　・　売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費

◆　その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの

※　補助対象は、申請取組（事業）の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い

行為が発生したものが対象です。交付決定の日以前に着手（発注や契約行為を含む。）した

取組（事業）については「事前着手届」の提出が必要です。「事前着手届」提出の取組（事

業）であっても、交付決定日以降の支払いが対象となります。

※ 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に

支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に

支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外と

します。

※　補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

**４　交付申請書等の提出書類は、期日までに申請書提出先へ持参してください（必着）。**

⑴　○印の書類を、原本（押印したもの）１部を提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提 出 書 類 | 中小企業者等 | 商店街団体 |
| 交付申請書 | ○ | ○ |
| 定款又は規約 |  | ○ |
| 事前着手届 | ○（※１、※２） | ○（※１、※２） |

※１　令和3年4月1日以降で交付決定の日以前に事業に着手（発注や契約行為を含む。）

される場合は提出してください。

※２　令和3年3月31日以前に着手（発注や契約行為を含む。）の取組（事業）については、

補助金の交付を受けることができません。

⑵　交付申請書等は、支援を受けている中小企業応援隊員にお申し出ください。

**５　取組（事業）については、下記の事項を評価の基準とします。**

⑴　経営改善（商店街：集客）に繋がる工夫を凝らした取組（事業）であること。

⑵　経営改善（商店街：集客）の見通し（売上向上、販路開拓、効率化等）があること。

⑶　具体性・計画性があり、実現可能なものであること。

**６ 　補助金の交付又は不交付の決定は、募集期間終了後、選考を行い、文書により中小企業応援隊員を通して各申請者に通知いたします。**

⑴　補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額

の全てに応じられない場合があります。

⑵　補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払とします。

**７ 　実績報告書の提出について**

⑴　補助事業終了後速やかに実績報告書を八幡市商工会に提出してください。また、領収書や明

　細がわかる資料（成果物見本や写真等を含む。）の添付が必要です。

（その際、取組（事業）実績について中小企業応援隊員が確認させていただきます。）

1. 八幡市商工会において実績報告書を受理後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確

定し通知します。

1. 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間、毎年会計年度（３月末）終了後、２５日以内に、直近の事業者の会計年度となる過去１年間の事業状況（売上、収益など）についての実績報告書（様式、提出日は別途連絡）を八幡市商工会へ提出してください。